

令和7年 第8回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和7年8月21日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和7年8月21日(木) 午前9時00分		
	閉 議	令和7年8月21日(木) 午前9時49分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三		○
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第7回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第 8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第33号 時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則

議案第34号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

議案第35号 教育委員会の点検・評価について

議案第36号 時津町文化財保護審議会委員の委嘱について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第8回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和7年第7回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第7回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第7回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第7回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年7月17日から令和7年8月21日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒 の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第8号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第33号 時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第33号、時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第33号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第33号、時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

学校事務の平準化を図るため、毎月5日まで提出としていた職員勤務報告書の提出期限を毎月15日までに改めました。また、現在の縦書き卒業証書の様式に、横書きの様式を追加しました。職員勤務報告書の様式においても、現行の休暇制度に対応するように改めました。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

骨子の趣旨及び概要では、「また、」で、卒業証書の様式追加と職員勤務報告書の提出期限の変更に関連がありそうに思えますが、関連がありますか。

○ 廣瀬教育総務課長

関連は、ありません。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他ありませんか。

○ 渡海教育委員

卒業証書の縦書きを使うか横書きを使うかは、学校に任せるといえることですか。

○ 相川教育長

卒業証書入れを筒にするかファイル式にするかで縦書きや横書きとなりますので、学校及びPTAで決めていただくこととなります。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他ありませんか。

○ 宮原教育委員

職員勤務報告書の提出期限を5日から15日に変更した理由を教えてください。

○ 相川教育長

学校事務職員が、毎月末までの全職員の報告書の出勤や年休・病休等の確認及び集計をし、学校長の決裁をとって教育委員会へ報告するまでの期間が5日間では、時間が足りないということで変更いたしました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第33号、時津町立小、中学校処務規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○ 相川教育長

続きまして、議案第34号、教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を議題とします。

議案第34号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第34号、教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

令和7年10月1日施行の、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得要件及び取得パターンが多様化されるため、育児休業等に関する規則の改正に伴い、部分休業の承認に関する規程を時津町教育委員会決裁規程に新たに規定するものです。

部分休業とは、子どもが小学校にあがるまでは、父母共に勤務を1日当たり2時間まで早く切り上げて育児に専念することができる休みです。部分休業時間は、無給となります。

資料時津町教育委員会決裁規程一部改正の新旧対照表をご覧ください。8ページの部分休業の職員の決裁は、申出者が課員の場合は課長決裁。課長の場合は次長決裁。次長の場合は教育長決裁となります。また、9ページの会計年度任用職員においては課長決裁となります。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

部分休業の取得日数の制限はありますか。

○ 廣瀬教育課長

取得日数の制限はありません。取得するには事前の申出が必要となりますので、申出があ

れば1日当たり2時間の部分休業を取得することができます。また、申出していても取り消すことができます。

○ 宮原教育委員
わかりました。

○ 相川教育長
他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第34号、時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の件は、原案のとおり可決されました

日程第4 議案第35号 教育委員会の点検・評価について

○ 相川教育長
続きまして、議案第35号、教育委員会の点検・評価についての件を議題とします。
議案第35号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第35号、教育委員会の点検・評価についてご説明いたします。

報告書の内容につきましては、これまでの会議の中で教育委員の皆さまのご指摘やご意見等を踏まえた上で、その都度修正しております。ご協力ありがとうございました。

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることになっておりますので、報告書2ページに記載しておりますが、鎮西学院大学の佐藤 快信(さとう よしのぶ)名誉教授と、長崎純心大学の竹村 浩明(たけむら ひろあき)講師に、ご意見やご助言をいただいております。

お二人の所見につきましては、101ページ以降に記載しております。素晴らしい所見をいただいておりますので、ご確認ください。

また、今後の流れになりますが、本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

そのため、本議案の承認をいただきましたら、議会への報告及び関係者への配布や町ホームページに掲載を予定しております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご感想等はありませんか。

私は、105ページ佐藤先生の『体験の振り返りとして単に「楽しかった」で終わるのではなく、「誰が」「何が」「どのように」まで考えさせ、自身の思考と向き合わせる。そのプロセスにより知識が暗記で終わるのではなく、知識を組みあわせ知恵へと昇華させていくことになるのではと感じている。これからの教育現場では、「問い方」の重要性が高まるのではと感じている。』これは、すごく大事なことと思います。一定数の人数が集まり、行事が終わったということだけではなく、「人が集まった」「何かをした」その目的をどう感じ昇華したか。子どもたちが、町民がどう意識改革していったか。人が成長し、変わっていくことを目標に事業を行っていくということが大事なことだと思います。

また、竹村先生の111ページ『「ながさきファミリープログラム」の活用』においては、1つの案として良いアイデアをいただいたと思います。

今後の教育振興計画は、このような意見を基に中身を濃くし、改善・簡素化を図っていきたいと思っています。

他にありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第35号、教育委員会の点検・評価についての件は、原案のとおり可決されました

日程第4 議案第36号 時津町文化財保護審議会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第36号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第36号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第36号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町文化財保護審議会委員につきまして、本年8月31日の任期満了により、9月1日付けで新たに委嘱する必要が生じたので、本議案を提出するものです。

文化財保護審議会につきましては、時津町文化財保護審議会に関する規則第2条により委員7名をもって組織することとなっており、また、同4条により委員の任期は2年となっております。委員は、別紙一覧の7名となっており、任期は令和7年9月1日から令和9年8月31日でございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

7名の方は、全員が再任ということですか。

○ 大工園社会教育課長

はい。全員再任となっております。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

○ 渡海教育委員

委員の一覧表では、71歳が一番若い方となっておりますが、今後はもっと若い方に委員として入っていただくことを考えていますか。

○ 大工園社会教育課長

時津町文化財保護審議会に関する規則第3条には年齢の規定はなく、「委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。」となっておりますので、第3条に沿って検討した結果現在の7名となりました。また、7名中4名の方につきましては、前回の令和5年に委員になっていただいております。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第36号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第8回時津町教育委員会会議を閉会します。